規制の事後評価書

法　令　の　名　称：電気通信事業法の一部を改正する法律
規　制　の　名　称：高速度データ伝送電気通信役務の提供確保に関する制度の整備
規制導入時の区分：□新設　■拡充　□緩和　□廃止
担　当　部　局：総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 基盤整備促進課
評価実施時期：令和８年 11 月

1　事後評価結果の概要

＜規制の内容＞

社会全体の情報化の進展により、高速度データ伝送電気通信役務（いわゆるブロードバンドサービス）の利用は増加しており、国民生活を営む上で不可欠なものとなっている。その適切、公平かつ安定的な提供を確保するため、従来、あまねく日本全国における提供が確保されるべき電気通信役務（以下「基礎的電気通信役務」という。）としてアナログ電話等（第一号基礎的電気通信役務）が該当していたが、それに加え、一定の高速度データ伝送電気通信役務を、基礎的電気通信役務の新たな類型（以下「第二号基礎的電気通信役務」という。）に位置付け、当該役務を提供している電気通信事業者に対し、原則として、契約約款の届出義務、役務提供義務及び技術基準適合維持義務の規律を課すこととした。

また、条件不利地域等で第二号基礎的電気通信役務を提供している電気通信事業者について、その申請により、第二種交付金※を得ることができる第二種適格電気通信事業者※に指定することを可能とし、第二種適格電気通信事業者となる者には、第二号基礎的電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況等の公表、第二号基礎的電気通信役務の提供に要した原価の額及び収益の額等の支援機関への届出を行うこととさせることとした。支援機関は、第二種適格電気通信事業者からの届出等をもとに、第二種交付金の額を算定し、その額及び交付方法について総務大臣の認可を受け、その額を公表するとともに、第二種負担金※の額を算定し、その額及び徴収方法について総務大臣の認可を受け、その額の納付期限、納付方法を、第二種負担金を負担する事業者（事業の規模が政令で定める規模を超える高速度データ伝送電気通信役務を提供する電気通信事業者）に通知し、当該者から第二種負担金を徴収することとした。

※ 第二号基礎的電気通信役務に係る交付金を「第二種交付金」、適格電気通信事業者を「第二種適格電気通信事業者」、負担金を「第二種負担金」と規定

＜今後の対応＞

■そのまま継続　□拡充して継続　□緩和して継続　□廃止

＜課題の解消・予防の概況＞

□おおむね想定どおり
□想定を下回るが、対応の変更は不要
□想定を下回り、対応の変更が必要
■想定を設定していないが、対応の変更は不要
□想定を設定していないが、対応の変更が必要

※　「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3　考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

＜遵守費用の概況（新設・拡充のみ）＞

□おおむね想定どおり
□想定を上回るが、対応の変更は不要
□想定を上回り、対応の変更が必要
■想定を設定していないが、対応の変更は不要
□想定を設定していないが、対応の変更が必要

※　「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3　考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

＜行政費用の概況＞

□おおむね想定どおり
□想定を上回るが、対応の変更は不要
□想定を上回り、対応の変更が必要
■想定を設定していないが、対応の変更は不要
□想定を設定していないが、対応の変更が必要

※　「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3　考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2　事前評価時の予測との比較

＜効果（課題の解消・予防）＞

		算出方法と数値
①第二号基礎的電気通信役務の全国における世帯カバー率	事前評価時	－ （第二号基礎的電気通信役務の提供に係る契約約款の届出義務、役務提供義務、技術基準適合維持義務を課すことで、利用者に対し、当該役務の適切、公平かつ安定的な提供の確保を図ることができる。）
	事後評価時	令和６年度末の第二号基礎的電気通信役務に係る全国の光ファイバ整備率（世帯カバー率）は 97.13%
②第二種交付金の額	事前評価時	－ （第二種交付金制度を創設することにより、条件不利地域等における既存事業者の撤退を防ぎ、第二号基礎的電気通信役務の提供を確保することができる。）
	事後評価時	令和８年度の第二種交付金の額は約 1.5 億円（令和７年 12 月認可、令和８年 10 月 19 日交付）。

＜負担＞

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①第二号基礎的電気通信役務の提供に	事前評価時	－ （第二号基礎的電気通信役務を提供するほとんどの電気通信事業者は、既に、当

係る契約約款の届出に係る費用		該役務に係る利用者向けの約款を作成しており、当該約款を今回規定する契約約款として届け出れば足りると考えられることから、大幅な追加費用は発生しないものと考えられる。）
	事後評価時	事前評価のとおり、既に作成済みの約款を届け出るものであり、大幅な追加費用は発生していない。 なお、令和７年度の契約約款の届出件数は 116 件であり、１件当たりの処理時間は１時間程度※と推計される。
②第二種適格電気通信事業者の指定申請、原価算定等に係る費用	事前評価時	－ （第二種交付金を得ることができる第二種適格電気通信事業者の申請は、当該者の任意である。また、ほとんどの電気通信事業者は、サービスに係る原価や収益の額を把握していると考えられ、それを届け出ることで足りることから、大幅な追加費用は発生しないものと考えられる。）
	事後評価時	事前評価のとおり、申請書の記載事項はほとんどの電気通信事業者が把握していると考えられる原価や収益の額であり、作業は書類の作成や内容の精査に限られることから、大幅な追加費用は発生していない。 なお、本規制の導入後、３者から手続があり、１者当たりの処理時間は 50 時間程度※と推計される。
③第二種交付金及び第二種負担金の額等に関する認可申請に係る費用	事前評価時	－ （支援機関は、任意の申請を経て指定された第二種適格電気通信事業者から届け出られる情報に基づいて交付金額・負担金額等を算定し、負担金の対象となる事業者は、一定規模以上の事業者に限るとしていることから、大幅な追加費用は発生しないものと考えられる。）
	事後評価時	事前評価のとおり、負担金の対象となる事業者は、一定規模以上の事業者に限られており、当該事業者に求める報告は、本規制の導入前から求めている別報告と重複する部分もあることから、大幅な追加費用は発生していない。 なお、本規制の導入後、２件の申請があり、１件当たりの処理時間は 20 時間程度※と推計される。

※ 処理時間を一律に示すことは困難であるため、処理に要すると見込まれる推定時間

■行政費用

		算出方法と数値
①第二号基礎的電気通信役務の提供に係る契約約款の届出に係る費用	事前評価時	－ （既存の枠組みの中で対応することが可能なため、大幅な追加費用は発生しないと考えられる。）
	事後評価時	事前評価のとおり、既存の契約約款（第一号基礎的電気通信役務の提供に係る契約約款）の届出受理手続の枠組みの中で対応したため、大幅な追加費用は発生していない。 なお、令和７年度の契約約款の届出件数は 116 件であり、１件当たりの処理時間は 0.5 時間程度※と推計される。
②第二種適格電気通信事業者の指定等に係る費用	事前評価時	－ （既存の枠組みの中で対応することが可能なため、大幅な追加費用は発生しないと考えられる。）

	事後評価時	事前評価のとおり、既存の指定（第一種適格電気通信事業者の指定）等の枠組みの中で対応したため、大幅な追加費用は発生していない。 なお、本規制の導入後、３者の指定等の手続を行い、１者当たりの処理時間は 10 時間程度※と推計される。
③第二種交付金及び第二種負担金の額等に関する認可に係る費用	事前評価時	－ （既存の枠組みの中で対応することが可能なため、大幅な追加費用は発生しないと考えられる。）
	事後評価時	事前評価のとおり、既存の認可（第一種交付金等）の枠組みの中で対応したため、大幅な追加費用は発生していない。 なお、本規制の導入後、２件の認可を行い、１件当たりの処理時間は 10 時間程度※と推計される。

※ 処理時間を一律に示すことは困難であるため、処理に要すると見込まれる推定時間

３　考察

第二号基礎的電気通信役務は国民生活に不可欠であって、あまねく日本全国における提供が確保されるべきものであり、本規制は、同役務が適切、公平かつ安定的に提供され、また、同役務が条件不利地域等においても継続的に提供されることに資する一方で、大幅な追加費用は発生していないことから、本規制を継続することが妥当である。

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：　電気通信事業法の一部を改正する法律
規　制　の　名　称：高速度データ伝送電気通信役務の提供確保に関する制度の整備
規　制　の　区　分：新設、(改正)（拡充、緩和）、廃止　※いずれかに〇印を付す。
担　当　部　局：総務省　総合通信基盤局　電気通信事業部　事業政策課
評 価 実 施 時 期：令和　４年　３月

１　規制の目的、内容及び必要性

①　規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

（「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記））

現在、社会全体の情報化の進展により、高速度データ伝送電気通信役務（いわゆるブロードバンドサービス）の利用は増加しており、高速度データ伝送電気通信役務は、国民生活を営む上で必要な行政サービス等を支える重要な役割を担っている。特に、高速度データ伝送電気通信役務のうち、有線によって提供される高速度データ伝送電気通信役務については、国費を含めた補助事業により、その提供のための施設整備が進められており、FTTHの未整備エリアの世帯数は2021年度末時点で約17万世帯まで減少する見込みである一方、条件不利地域等においては、維持運用経費等が事業者等の大きな負担となっている場合が多く、その提供の維持が課題となっている。

我が国が目指す未来社会であるSociety 5.0時代を見据えるとともに、新型コロナウイルス感染症対策のための「新たな日常」を構築するため、円滑なテレワーク・遠隔教育・遠隔医療等の前提となる、隔地間で大容量の動画をリアルタイムかつ双方向でやりとりすることを可能とする、一定品質以上の高速度データ伝送電気通信役務は、国民生活に不可欠のものとなっており、その適切、公平かつ安定的な提供を確保するとともに、その提供に地理的格差が生じないようにする必要がある。

しかし、近年の人口動態や競争環境等を踏まえると、特に条件不利地域等において、維持運用経費等の観点から、一定の高速度データ伝送電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供が確保されないおそれがある現状をベースラインとする。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあっては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

（課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。）

【課題及び課題の原因】

円滑なテレワーク・遠隔教育・遠隔医療等の前提となる一定品質以上の高速度データ伝送電気通信役務は、国民生活に不可欠のものとなっており、その適切、公平かつ安定的な提供を確保するとともに、その提供に地理的格差が生じないようにする必要があるにもかかわらず、条件不利地域等における人口動態や、競争環境等を背景として、その提供が確保されないおそれがあることが課題である。これは、上記のとおり、条件不利地域等で高速度データ伝送電気通信役務を提供する事業者の維持運用経費等が大きな負担となっていることが原因である。

【規制の内容】

（規制１）

現行制度において、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき電気通信役務（以下「基礎的電気通信役務」という。）としてアナログ電話等が該当しているが、それに加えて、一定の高速度データ伝送電気通信役務を、基礎的電気通信役務の新たな類型（以下「第二号基礎的電気通信役務」という。）に位置付け、その適切、公平かつ安定的な提供を確保するため、当該役務を提供している電気通信事業者に対し、原則として現行法のアナログ電話等の基礎的電気通信役務と同様に、契約約款の届出義務、役務提供義務、技術基準適合維持義務の規律を課す。技術基準適合維持義務の内容は、性能基準への移行を踏まえたものとする。ただし、高速度データ伝送電気通信役務はアナログ電話等とはサービスの性質等が異なるため、これらについて一部緩和するなど例外的に異なる規律を課す。なお、現行のアナログ電話等の基礎的電気通信役務に課されている会計整理義務は課さないこととし、併せてアナログ電話等の基礎的電気通信役務に係る会計整理義務を廃止する。

（規制２）

また、現行制度に倣い、条件不利地域等で第二号基礎的電気通信役務を提供している電気通信事業者について、その申請により、第二種交付金※を得ることができる第二種適格電気通信事業者※に指定することが可能となる。第二種適格電気通信事業者となる者には、第二号基礎的電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況等の公表、第二号基礎的電気通信役務の提供に要した原価の額及び収益の額等の支援機関への届出を行うこととさせる。支援機関は、第二種適格電気通信事業者からの届出等をもとに、第二種交付金の額を算定し、その額及び交付方法について総務大臣の認可を受け、その額を公表するとともに、第二種負担金※の額を算定し、その額及び徴収方法について総務大臣の認可を受け、その額の納付期限、納付方法を、第二種負担金を負担する事業者（事業の規模が政令で定める規模を超える高速

度データ伝送電気通信役務を提供する電気通信事業者）に通知し、当該者から第二種負担金を徴収することとする。

※　第二号基礎的電気通信役務に係る交付金を「第二種交付金」、適格電気通信事業者を「第二種適格電気通信事業者」、負担金を「第二種負担金」と規定（現行の電話（第一号基礎的電気通信役務）に係る交付金は「第一種交付金」、適格電気通信事業者は「第一種適格電気通信事業者」、負担金は「第一種負担金」と規定。）。

２　直接的な費用の把握

③　「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

（遵守費用）

（規制１）

第二号基礎的電気通信役務を提供するほとんどの電気通信事業者は、既に、当該役務に係る利用者向けの約款を作成しており、当該約款を今回規定する契約約款として届け出れば足りると考えられ、また、第二号基礎的電気通信役務に係る契約において従来どおり相対契約を認めることとしているため、契約内容の変更等は生じない。加えて、役務提供義務については、当該電気通信事業者がその業務区域において利用者から求められた場合に当該役務を提供しなければならないとするものであり、業務区域としていない条件不利地域等において新たに役務の提供を義務付けるものではなく、また、正当な理由がある場合にはその提供を拒むことができる規定としている。さらに、技術基準適合維持義務については、第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、電気通信回線設備を設置しており、現行法の別の条項の規定により、既に技術基準に適合していると考えられる。したがって、大幅な追加費用は発生しないものと考えられる。なお、第二号基礎的電気通信役務を含め、基礎的電気通信役務については会計整理義務が廃止されることで、これまで基礎的電気通信役務に係る会計整理をしていた事業者の遵守費用が減少する。

（規制２）

第二種交付金を得ることができる第二種適格電気通信事業者の申請は、当該者の任意である。また、ほとんどの電気通信事業者は、サービスに係る原価や収益の額を把握していると考えられ、それを届け出ることで足りる。支援機関は、任意の申請を経て指定された第二種適格電気通信事業者から届け出られる情報に基づいて交付金額・負担金額等を算定し、負担金の対象となる事業者は、一定規模以上の事業者に限るとしている。

したがって、大幅な追加費用は発生しないものと考えられる。

（行政費用）

第二号基礎的電気通信役務に係る契約約款の届出件数、第二種適格電気通信事業者の申請件数等の増加が見込まれるが、既存の枠組みの中で対応することが可能なため、大幅な追加費用は発生しないと考えられる。

④　規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

（規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。）

行政が料金の適正性を確認するために会計整理義務を課しているが、廃止したとしても、市場支配的な地位にある事業者に対しては別の規定により会計整理義務が課されており、また、そのような地位にない事業者の料金の適正性について疑義が生じた場合は、個別に報告徴収等により確認することも可能であるため、大幅な追加的な行政費用は発生しないと考えられる。

◆簡素化した評価手法による評価◆

別に定める要件を満たす場合は、簡素化した評価手法による評価を実施することができる。
詳細は、「規制に係る政策評価の事務参考マニュアル」第三部参照

３　直接的な効果（便益）の把握

⑤　効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

（規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。）

第二号基礎的電気通信役務の提供に係る契約約款の届出義務、役務提供義務、技術基準適合維持義務を課すことで、利用者に対し、当該役務の適切、公平かつ安定的な提供の確保を図ることができる。また、第二種交付金制度を創設することにより、条件不利地域等における既存事業者の撤退を防ぎ、第二号基礎的電気通信役務の提供を確保することができる。

⑥　可能であれば便益（金銭価値化）を把握

（把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。）

（金銭価値化が可能でないため、該当せず）

⑦　規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

（　規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。）

基礎的電気通信役務に係る会計整理を行うため、会計士等に依頼していた事業者はその必要がなくなるため、遵守費用は削減される。

４　副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧　当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

（副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。
※　波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。）

第二号基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供の確保が図るとともに、条件不利地域等における当該役務の提供を確保することにより、当該役務の利用者数が維持又は増加し、テレワーク・遠隔教育・遠隔医療等の恩恵を受ける利用者が維持又は増加することが期待される。

５　費用と効果（便益）の関係

⑨　明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

（　上記２～４を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。
①　効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方

が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析

② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析

③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

上記のとおり、本件規制の導入により、遵守費用及び行政費用として一定の費用が発生することが見込まれるものの、大幅な追加的遵守費用及び行政費用は発生しない。

他方、本件規制が導入された場合には、利用者に対し、第二号基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供の確保を図ることができるとともに、条件不利地域等における既存事業者の撤退を防ぎ、第二号基礎的電気通信役務の提供を確保することができる。

以上から、本件規制により得られる便益は、本件規制の導入に伴う費用を上回ることが見込まれるため、本件規制の導入は妥当と考えられる。

６　代替案との比較

⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

（代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。）

【代替案】

（規制１）

現行制度において、基礎的電気通信役務としてアナログ電話等が該当しており、一定の高速度データ伝送電気通信役務を、第二号基礎的電気通信役務に位置付け、その適切、公平かつ安定的な提供を確保するため、当該役務を提供している電気通信事業者に対し、現行法のアナログ電話等の基礎的電気通信役務と同様に、契約約款の届出義務、会計整理義務、役務提供義務、技術基準適合維持義務の規律を例外なく課す。

（規制２）

代替案はない。

【代替案との比較】

第二号基礎的電気通信役務の提供に係る契約約款の届出義務、役務提供義務、技術基準適合維持義務を課すことで、利用者に対し、当該役務の適切、公平かつ安定的な提供の確保を図ることができる。また、第二種交付金制度を創設することにより、条件不利地域等における既存事業者の撤退を防ぎ、第二号基礎的電気通信役務の提供を確保することができる。しかし、高速度データ伝送電気通信役務は、アナログ電話等とはその性質が異なり、利用者のニーズも多様であるため、現行法のアナログ電話等に係る基礎的電気通信役務と同様の規律

を例外なく課すことは適切ではないことから、一部緩和している採用案が妥当である。

７　その他の関連事項

⑪　評価の活用状況等の明記

（　規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。）

「情報通信審議会 電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証 最終答申」（令和元年 12 月）において、ブロードバンドのユニバーサルサービス化等について専門的・集中的な検討を進めるための検討体制を設けることが適当とされたところ、令和２年４月から「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会」を開催し、検討を行った。本採用案は、令和４年２月に公表した同研究会の最終取りまとめを踏まえたものである。

８　事後評価の実施時期等

⑫　事後評価の実施時期の明記

（　事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。
　なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。）

改正法の施行後３年を経過した場合において、事後評価を実施し、改正法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

⑬　事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

（　事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必）

要となるものもあることに留意が必要

第二号基礎的電気通信役務の全国における世帯カバー率及び交付金額等を確認する。